

■第401回食品安全委員会

日時：平成23年9月29日（木）14：00～14：38

傍聴者：8名

議事概要：

（1）食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

○農薬 14品目（2）～14）はポジティブリスト制度関連）

- | | |
|----------------|-------------------|
| 1) シエノピラフェン | 2) 2, 4-D B |
| 3) E P T C | 4) アミノピラリド |
| 5) イオドスルフロメチル | 6) クロルスルフロ |
| 7) クロロタロニル | 8) シクロキシジム |
| 9) ジフェンゾコート | 10) テクナゼン |
| 11) ニコスルフロ | 12) フルカルバゾンナトリウム塩 |
| 13) マレイン酸ヒドラジド | 14) メトスルフロメチル |

・厚生労働省からの説明。

・「シエノピラフェン」については、委員会において審議を行い、必要に応じて評価書を改訂することとし、残り13品目については、農薬専門調査会において審議することとなった。

* 1) 殺ダニ剤で、かんきつ、なす、りんご等に使用します。今回、かき、いちじく、しそ及びしとうへの適用拡大申請がされています。

* 2) 3) 4) 5) 6) 8) 9) 12) 除草剤で、日本国内での農薬登録はありません。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準（いわゆる暫定基準）が設定されています。

* 7) 殺菌剤で、きゅうり、茶、トマト等に使用します。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準が設定されています。

* 10) 植物成長調整剤で、日本国内での農薬登録はありません。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準が設定されています。

* 11) 14) 除草剤で、日本国内での食用の農薬登録はありません。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準が設定されています。

* 13) 植物成長調整剤、除草剤で、日本国内での食用の農薬登録はありません。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準が設定されています。

（2）農薬専門調査会における審議結果について

1) 「フラメトピル」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

・担当委員の廣瀬委員及び事務局から説明。

・取りまとめられた評価書（案）について、意見・情報の募集手続に入ることが了承された。

* 殺菌剤で、稲及びてんさいに使用し、魚介類への残留基準の設定要請がされています。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準が設定されています。

（3）平成22年度終了食品健康影響評価技術研究課題の事後評価結果について

・担当委員の廣瀬委員及び事務局から説明。

・平成22年度終了食品健康影響評価技術研究課題の事後評価結果が、案のとおり決定された。

（4）食品安全委員会専門調査会運営規程等の一部改正について

・事務局から説明後、案のとおり改正することとなった。